

## 【商品概要説明書】

# 年金振込者金利上乘定期貯金『年金特得定期貯金』

(2022年4月1日現在)

商品名（愛称）	スーパー定期貯金＜単利型＞ （愛称：年金振込者金利上乘定期貯金“年金特得定期貯金”）
販売期間	2022年4月1日～2023年3月31日
ご利用いただける方	次のいずれかに該当する方 ・新規に当ＪＡへ公的・私的年金振込指定をしていただいた方 ・当ＪＡへ新たに公的・私的年金振込指定を変更された方 ・当ＪＡに公的・私的年金振込指定をしていただいている方 ※個人のお客様に限ります ※公的年金とは、各省庁や共済組合等より支給される年金 ※私的年金とは、基金や企業年金等の年金 ※ＪＡ年金共済（終身タイプ）も含む
期間	・定型方式 1年 ・自動継続（元金継続）のみの取扱いとなります。
預入方法 （１）預入方法 （２）預入金額 （３）預入単位	・一括預入 ・お一人様300万円以内（残高300万円以内） ・1円単位
払戻方法	満期日以後に一括して払い戻します
利息 （１）適用金利 （２）利払頻度 （３）計算方法 （４）税金 （５）金利情報の入手方法	・預入時のスーパー定期貯金1年ものの店頭表示利率に年0.22%上乗せした利率を満期日まで適用します。 ・満期日以降の金利は、引続き当ＪＡの年金振込者であれば、継続日当日の店頭表示金利に当ＪＡが定める金利を上乗せした利率を当該満期日まで適用いたします。（ただし、「年金定期貯金」取扱い中に限りません。） ・満期日以降に一括して支払います。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・20.315%（国税15.315%、地方税5%）の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ・金利は窓口でお問い合わせ下さい。
手数料	—
付加できる特約事項	・個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.75%を上乗せした利率） ・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 約定利率×50%
貯金保険制度（公的制度）	・保護対象 当該貯金は当ＪＡの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当ＪＡ本店（所）または金融部（電話：0595-24-5111代）にお申し出ください。当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、ＪＡバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当ＪＡ金融部またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。 愛知県弁護士会紛争解決センター（電話：052-203-1777） 民間総合調停センター（大阪府）※ ※ＪＡバンク相談所を通じてのご利用となります。 詳しくは上記ＪＡバンク相談所にお申し出ください。
その他参考となる事項	・年金特得定期貯金ご契約中は、継続して当ＪＡで年金をお受け取りになっていることが条件となります。 ・年金振込口座開設店舗でのご契約となります。 ・年金指定口座を利息入金口座とする元金自動継続定期商品となります。 ・本商品は金利情勢等の変化により「商品内容の変更」や「取扱いを中止」することがあります。 ・満期（継続）時に本商品をご利用いただける条件を満たさない場合は、自動継続中止のお取扱となります。 ・窓口のみでのお取扱となります。 ・その他定期貯金に関することは、定期貯金規定に準じます。

詳しくは窓口にお問い合わせ下さい。

ＪＡいがふるさと